

見附市教育委員会告示第31号

見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月12日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成23年見附市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に後段として次のように加える。

令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、第2号の規定は適用しない。

第2条第2号中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当又は見附市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱（平成2年見附市告示第52号）による医療費（以下「ひとり親家庭等医療費助成」という。）を受給していること、又はこれを受給できる場合と同程度の所得水準にあること（ただし、給付金を8月から10月までの間に申請する者にあつては、11月以降の児童扶養手当又は10月以降のひとり親家庭等医療費助成を受給できる所得水準にあること。）」を「「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている者であること」に改め、同条第4号中「市長」を「教育長」に改める。

第3条第4号中「市長」を「教育長」に改める。

第4条ただし書中「1万2,000円」を「12千円」に改め、同条第1号中「授業料」を「受講料」に改め、同条第2号中「（前条第3号の講座を受給する者）」を「（次号に掲げる者を除く。）」に、「授業料」を「受講料」に改め、「40万円を乗じて得た額」の次に「（この場合160万円）を加え、「修学年数に40万円を乗じて得た額と160万円を比べたいずれか少ない額とする。」を「160万円」とする。」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に、「（その額が1万2,000円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。）」を「と

する。」に改め、同号に後段として次のように加える。

なお、令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る給付金については、従前の例によることとする。

第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。）当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円））とする。

第10条中「市長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第9条各号列記以外の部分中「市長」を「教育長」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第3号中「市長」を「教育長」に改め、「とき」の次に「。」を加え、同条を第11条とする。

第8条第1項中「市長」を「教育長」に、「前条」を「第8条」に改め、同条第2項中「市長」を「教育長」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 第4条第1項第2号に規定する者に対する給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（同規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定すること。

第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（給付金の追加支給申請）

第9条 給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、教育長に対して、見附市自立支援教育訓練給付金交付申請書（追加支給用）（別記第5号様式）（以下「交付申請書（追加支給用）」という。）を提出すること。

2 支給申請書（追加支給用）の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に行われなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行われなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

3 支給申請書（追加支給用）の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公募等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

- （1） 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- （2） 母子父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
- （3） 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- （4） 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- （5） 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- （6） 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

第7条第1項中「1月」を「30日」に、「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に、「市長」を「教育長」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することとして差し支えない。

第7条第2項第1号中「対象講座を修了したことを証する書類」を「教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第10条第2項第3号の規定により支給する場合に限る。）」に改め、同項第2号中「対象講座について支払った費用の受領証」を「教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「市長」を「教育長」に、「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「市長」を「教育長」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「対象講座」の次に「の」を、「指定」の次に「等に関する」を、「申請」の次に「手続」を加え、同条第1項中「市長」を「教育長」に改め、同条第2項ただし書中「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「第2条第2号に該当する場合は、児童扶養手当証書（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又はひとり親家庭等医療費助成受給者証」を「当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し」に改め、同項第2号中「第2条第2号に該当しない場合は、次に掲げる書類」を「母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）」に改め、同号アからオまでを削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（事前相談の実施）

第5条 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、

取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。また、受講開始から受講修了までの間に、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行うこと。当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介すること。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先)見附市教育委員会教育長

氏名

見附市自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書

次のとおり、見附市自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。また交付要件の審査のため、市が公簿または関係機関に確認することに同意します。

① 氏 名 (個人番号)	フリガナ	② 生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
③ 住 所	(〒)	電話() —	
④ 教育訓練施設の 名称			
⑤ 教育訓練講座の 名称			
⑥ 教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受 講 開 始 日)		
⑦ 所 要 費 用 (予 定)	入学科 円	受講料 円	合計額 円
⑧ 公共職業安定所 の教育訓練給付金 受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ ない		
⑨ 過去の受給の有 無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない		
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが ある・ない		
⑩ 備 考			

* 自署をもって、押印を省略することができます。

(注)

- 1 自立支援教育訓練給付金の交付対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。)です。
- 2 交付される給付金の額は、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき交付額を算定することとなります。
- 5 対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、受講修了日の翌日から30日以内に、「見附市自立支援教育訓練給付金実績報告書兼給付金交付申請書」を提出することが必要です。

別記第2号様式を削る。

別記第3号様式を次のように改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第2号様式(第7条関係)

第 年 月 日

様

見附市教育委員会教育長

見附市自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書

年 月 日提出のありました見附市自立支援教育訓練給付金の対象講座について、次のとおり指定したので通知します。

① 氏 名	フリガナ	② 生年月日	年 月 日
③ 住 所	(〒 —)		電話(—)
④ 教育訓練施設の名称			
⑤ 教育訓練講座の名称			
⑥ 教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受 講 開 始 日)		
⑦ 所 要 費 用 (予 定)	入学科 円	受講料 円	合計額 円
⑧ 支給方法			
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ⑧ 上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

(注)

- 1 交付対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。)
- 2 交付される給付金の額は、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受講資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練給付金を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講終了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「見附市自立支援教育訓練給付金実績報告書兼給付金交付申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
なお、⑧支給方法欄において、支給単位期間(6か月)ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

別記第4号様式中「見附市長」を「見附市教育委員会教育長」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式を次のように改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第4号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先)見附市教育委員会教育長

氏名

見附市自立支援教育訓練給付金実績報告書兼給付金交付申請書

自立支援教育訓練給付金交付事業の講座の受講を修了したので、その実績を報告し、給付金の交付を申請します。

別

① 氏 名 (個人番号)	フリガナ	② 生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
③ 住 所	(〒 ー)		電話(ー)
④ 教育訓練施設の 名称			
⑤ 教育訓練講座の 名称			
⑥ 教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受 講 開 始 日)		
⑦ 雇用保険法による 教育訓練給付金の 受給額	円		
⑧ 所 要 費 用 (実 績)	入学料 円	受講料 円	合計額 円
⑨ 希望する支払金 融機関	金融機関名	普通 ・ 当座	
	支店名	口座番号	
	□ 口座名義 (フリガナ)		
	□ 公金受取口座を利用します		
⑩ 備 考			

*自署をもって、押印を省略することができます。

注)

- 交付申請期間は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内(支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内)です。
- 次の書類を添付してください。
 - 対象講座を修了したことを証する書類
 - 対象講座について支払った費用の受領証
 - 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されているときは、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式

別記第5号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 見附市教育委員会教育長

氏名

見附市自立支援教育訓練給付金交付申請書(追加支給用)

次のとおり、見附市自立支援教育訓練給付金の交付を受けたいので、下記により申請します。また交付要件の審査のため、市が公簿または関係機関に確認することに同意します。

① 氏 名 (個人番号)	フリガナ	② 生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
③ 住 所	(〒 ー)		電話(ー)
④ 教育訓練施設の名称			
⑤ 教育訓練講座の名称			
⑥ 教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)		
⑦ 資格取得年月日・ 資格取得名称	年 月 日	資格取得名称	
⑧ 就職等年月日・ 就職先等名称	年 月 日	就職先等名称	
⑨ 事業主の証明	就業先住所 (〒 ー)		就業先電話番号 () ー
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 (法人の場合は名称・代表者氏名)		
⑩ 所要費用	入学科 円、 受講料 円 合計額 円		
⑪ 雇用保険法による教 育訓練給付金の受給額	円	⑫ 自立支援教育 訓練給付金の受 給額	円
⑬ 希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類(普通・当座・その他)
	支店名		口座番号
	口座名義(フリガナ)		
	☐ 公金受取口座を利用します。		
(備考)			

* 自署をもって、押印を省略することができます。

(注)

- 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- ⑦欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し(合格証等)を添付してください。
- ⑧欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「し」マークを入れ、「⑬希望する支払金融機関」欄を記載する必要はありません。

記

1 交付金の名称 自立支援教育訓練給付金

2 交付決定額 円

別記第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

見附市教育委員会教育長

見附市自立支援教育訓練給付金決定通知書

年 月 日実績報告のあった自立支援教育訓練給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付金の名称 自立支援教育訓練給付金

2 交付決定額 円

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定は、令和6年8月30日から適用する。